熊本県海砂利採取計画認可要綱

砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号。以下「法」という。）第１９条の認可の基準及び砂利採取計画認可準則（昭和４３年１０月２日化局第４９１号、建設省河政局発第９９号。以下「準則」という。）に基づき、熊本県における海砂利採取認可業務の円滑な執行を確保するため、下記のとおり、熊本県海砂利採取計画認可要綱を制定する。

記

第１　目的

この要綱は、熊本県における海砂利採取に関する基本的事項を定めることにより、海砂利採取の秩序を確立し、水産資源の保護と自然環境の保全及び骨材資源との調和を図ることを目的とする。

第２　認可資格

（１）砂利採取法第３条の登録を受けていること。

（２）熊本県内に事務所を有し、その事務所に１人以上の業務主任者を常時設置していること。

第３　認可申請書の提出期限及び提出部数

（１）法第１８条に基づく認可申請書及び法第２０条に基づく変更認可申請書は、原則として当該採取業務に着手する日の１ヶ月前までに県に提出するものとする。

（２）認可申請書及び変更認可申請書の提出部数は、正本１通、副本２通とする。

第４　認可の期間及び範囲等

（１）認可期間は１年以内とする。

（２）認可は、原則として、１業者１採取場とする。

第５　採取の方法及び時間等

（１）採取方法はガット方式、ポンプ方式又はバックホウ方式によるものとする。

（２）採取時間は、原則として、日の出から日没までの間とする。

（３）原則として、午後９時から午前６時までは、採取した海砂利を岸壁等に荷揚げしてはならない。

（４）採取船及び起重機船は、認可を受けた採取船でなければならない。

第６　採取船の表示等

（１）採取船は、作業中、認可指令書の写しを携行するとともに、ブリッジ付近に標識（吹き流し）を掲示しなければならない。

（２）採取船は、位置及び稼働時間を確認するための測定機器を装備しなければならない。

第７　砂塵飛散及び水質汚濁防止等

（１）海砂利を堆積する場合は、周辺に人家等がなく、砂塵飛散による被害の恐れがないと認められる場合を除き、砂塵防止のための必要な措置を講じなければならない。

（２）海砂利採取及び除塩作業を行う場合は、水質汚濁防止に努めなければならない。

第８　供給先の規制

知事が特に必要と認める場合を除き、採取した海砂利は、県内供給を原則とする。

第９　利害関係者の同意とその範囲

同一漁業権区域内に同業者又は漁業協同組合等の利害関係者があるときは、その者の同意書を添付するものとする。

附則

（１）施行期日

この要項は、平成　５年１０月　１日から施行する。

この要項は、平成１４年　４月　１日から施行する。

この要項は、平成１８年　８月　１日から施行する。

この要項は、平成２５年　４月　１日から施行する。

この要項は、平成２６年　４月　１日から施行する。